

後援会・税政連の選挙運動のためのサブノート

日本税理士政治連盟

国 対 委 員 会

令和6年12月

<はじめに>

本書は、税理士による〇〇後援会及び税政連（以下「後援会等」という）の会員及び役員（以下「会員等」という）が、選挙時において、推薦した候補者が当選するために、選挙運動は活発にしていきたいという要望と、その選挙運動について選挙違反者を出さないために作成したもので、次の3部の構成により作成しました。

本書は、選挙運動のためのサブノートですので、通常の後援会活動については「後援会活動のてびき」、通常税政連活動については「税政連のしおり」において記載されていますので、本書においては取り上げていないことをご理解ください。

1. 選挙運動の方法

後援会等の会員等が推薦候補者の選挙運動を行うことにより当選した候補者は、税理士会の税制改正の要望、税理士法改正の要望その他の要望等に耳を傾けてくれたり、協力してくれたりするようになります。従って、後援会等の会員等が選挙運動を行う場合、一部の会員や役員だけではなく、後援会等すなわち団体として、その推薦候補者の選挙事務所と連携して選挙運動をしていただきたいと思います。

2. 選挙関連法のQ&A

選挙運動が公職選挙法（以下「公選法」という）又は政治資金規正法（以下「規正法」という）に違反した場合、選挙運動をした者が嫌な思いをするだけでなく、選挙違反をした者がその選挙に関して一定の役職についている場合には候補者にまで迷惑が掛かります。従って、選挙違反を絶対に起こさないようにするために、特に違反になりそうな行為については「しないこと」又は「してはいけません」と記載することにしました。

また、本書は後援会等を対象に作成したものですので、回答の対象者を後援会等に絞り、候補者については原則は記載しないことにしました。

3. 公選法の説明

後援会等の会員等が公選法の内容を理解していないと、何処まで選挙運動をしてよいのかが分かりません。そのため、公選法について詳しく説明するとともに、第2章の選挙関連法Q&Aでは根拠となる公選法の条文番号を示した上で「〇〇を参照して下さい」とし、総則的な内容を都度参照できるようにしています。

本書の趣旨からは、公選法の規定のうち候補者に関する規定は記載しないほうが良いのですが、説明上候補者に関する規定に絡んでいるものもあり、後援会等だけに限定して記載することができないため、候補者に関する規定の記載もありますことをご理解願います。

< 目 次 >

第1章 後援会等の選挙運動の方法

1. 選挙運動の必要性	1
2. 税理士と選挙運動	1
3. 後援会が選挙運動をするには	1
4. 選挙運動の出動予定表	2
5. 選挙運動の出動報告書	2
6. 公職選挙法、政治活動、選挙運動の関係	3
7. 事前運動とは	4
8. 政治資金規正法について	7
【参考資料】	
会社等の寄附、政治家の政治活動に関する寄附、寄附の量的制限について	8
ネット選挙に係る選挙運動の可否一覧	9

第2章 選挙関連法Q&A

1. 事前運動の禁止とはどういった行為ですか。また事前とはどのような期間ですか。	10
2. 後援会等が候補者に陣中見舞いをすることができますか。また、陣中見舞金を持っていく場合、公示日等の前でも選挙期間中でもよいのですか。	10
3. 後援会等が、陣中見舞いの際、公示日等前後にかかわらず、例えば「今後の税理士法改正について宜しくお願ひします。」というようなお願ひをしてもよろしいでしょうか。	11
4. 選挙になると税政連の役員が各候補者に激励訪問しますが、この場合、税政連がその役員に交通費を支給することができますか。	11
5. 選挙期間中、選挙事務所において電話による選挙運動を行い、その後、喫茶店でコーヒー等を飲み、その代金を一人の者が支払いました。この行為は買収になりますでしょうか。	12
6. 選挙期間中、税理士事務所において電話による選挙運動を行うことはできますか。また、この場合の経費負担はどうなりますか。候補者の選挙事務所に向いて行った場合はどうですか。	12
7. 候補者に渡す推薦状は、文書図画のなかでどういう位置づけになりますか。	12
8. 推薦候補者から、選挙運動用ポスターを後援会等の会員等の事務所に貼るように依頼されましたが、掲示にあたって留意する事項はありますか。	13
9. 推薦候補者から、選挙はがきの協力を依頼されました。税政連として注意すべき点はありますか。	13
10. 税政連が政治家のパーティー券や本を買うことができますか。	14
11. 税政連の大会の議案書の中で年次活動の報告を行います。例えば大会を国政選挙の1カ月前前に開催する場合、大会議案書に議員名や政党名を記載することは可能ですか。	15
12. 税政連で推薦した立候補者の名前を、選挙区の政治連盟の会員に対して税政連の会報に記載して配ることはできますか。	15

13. 税理士会・税政連の総会等が開催される場合、政治家を招待し懇親会であいさつをしていただくことはできますか。 …………… 16
14. 税理士会・税政連の総会等が開催され、その後の懇親会に政治家が出席される場合の注意点はありますか。 …………… 16
15. 税理士による〇〇後援会を設立しようと思っています。設立総会を選挙投票日確定後から選挙期間中に開催して宜しいでしょうか。 …………… 18
16. 税政連の役員が、政治家のリーフレットと後援会支援者名簿を持参して顧問先や知人を訪問し支援者名簿に名前を書いてもらうことは可能ですか。その場合、持参書類に「顔写真」「〇〇党△△選挙区選出」の記載があってもかまいませんか。 …………… 18
17. 後援会名簿を利用して、後援会の会員である税理士に「選挙区内に選挙権を持つ関与先、友人、知人を紹介してください」とFAXで通知し回答を集めて、特定の候補者（被後援者）のところに持参した場合は選挙違反に該当しますか。 …………… 19
18. 決起集会等の開催通知をFAXする場合、その範囲はどのあたりから禁止されますか。 …… 19
19. 選挙期間中に「部内連絡」「事務連絡」という形で文書を送付していますが、その場合に推薦候補者の名前を文書に記載することは可能ですか。また「候補者が〇〇月△△日に来ますから集まってください」という文書の出し方は可能ですか。 …………… 19
20. 選挙期間中に誰でもできる選挙運動のうち、幕間演説については候補者等の演説が予め周知されていないことが要件とのことですが、主催者側のどの程度までが知っているると幕間演説に該当しなくなりますか。 …………… 20
21. 選挙運動として、応援弁士の活動はできますか。 …………… 20
22. 万一、税理士による後援会の役員等が、公職選挙法違反に問われるような選挙運動を行った場合、候補者にはどのような影響がありますか。 …………… 21
23. 税理士が、選挙運動に関する出納責任者になることはできますか。また、その際、謝礼を受け取ることは可能ですか。 …………… 21
24. 税政連がインターネット等を利用して選挙運動を行うことはできますか。できる場合にはその方法について教えて下さい。 …………… 21
25. 選挙期間中、税政連のホームページ上に推薦候補者の氏名を載せることはできますか。 …… 22
26. 税政連がインターネット等を利用して選挙運動をする場合、電子メールを利用する方法以外の方法、つまり、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動ができるということですが、ウェブサイト等を利用する方法にはどのようなものがありますか。 …………… 22
27. 後援会の会員や税政連の執行部が、候補者から選挙運動用メールを受け取りました。そのメールの内容を友人に転送したいのですが、選挙違反にならないでしょうか。 …………… 22
28. ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動をする場合において、注意事項はありますか。 …………… 23
29. メールによる選挙運動は違反になり、スマホを使用した選挙運動は違反にならないと聞いたことがあります。内容について教えてください。 …………… 24

第3章 公選法のうち後援会等にとって必要な規定

1. 選挙運動をしてはいけない者	26
2. 戸別訪問の禁止	27
3. 署名運動の禁止	27
4. 人気投票の公表の禁止	28
5. 飲食物の提供の禁止	28
6. 氣勢を張る行為の禁止	29
7. 連呼行為の禁止	29
8. 文書図画の頒布・掲示	29
9. インターネット等を利用する方法	31
10. 選挙運動用ポスター	33
11. 選挙運動用通常葉書	34
12. 選挙運動用ビラ	34
13. 新聞紙又は雑誌の報道及び評論について	35
14. 言論による選挙運動	36
15. 寄附の禁止	37
16. 買収罪	39
17. 連座制	40

第1章 後援会等の選挙運動の方法

1. 選挙運動の必要性

選挙というと、選挙違反の怖さと知人にお願いする煩わしさと、ついつい避けて通りたいと思いがちです。しかし、選挙は、国政をより良くする為のものですから避けて通れないことはご理解できると思います。また選挙、特に国政選挙は我々税理士が職業としている租税法を含む法律を立法化する国会議員を選ぶものです¹。従って、我々税理士にとって他人事ではありません。税理士が選挙に関心を持たないということは、得意先に対して無関心であるということになります。税理士会が理想とする租税法を理解してくれる候補者（推薦候補者）を支持することは、必要ではないでしょうか。

2. 税理士と選挙運動

選挙運動には、公選法と規正法の規定により、してよい行為としてはいけない行為があります。従って、両法の規定を理解すれば恐れることはありません。むしろ、税理士として推薦候補者の出陣式などで、応援演説や弁士などの役を積極的に引き受けることにより、各種の制度や体制の改善に尽力している税理士の姿をアピールすることができると思います。そして、その制度や体制の改善が実現するように、代弁者である推薦候補者を支援することは、税理士の活動を社会にアピールする絶好のチャンスであると考えられます。

安心して選挙運動ができるようになるためには、先ず、両方の規定を理解することです。

3. 後援会が選挙運動をするには

- (1) 後援会は、立候補の届出時から投票日の前日までの間（以下「選挙期間中」という）において選挙運動を行うことができます。また、立候補の届出時前に立候補の準備行為及び選挙運動準備行為（以下「準備行為等」という）を行うこともできます。この準備行為等は選挙運動には該当しません。従って、後援会は、立候補届出時には準備行為等、立候補届出後は選挙運動を行うこととなります。そこで、後援会が推薦候補者の当選を得るために為すことは、公示日又は告示日（以下「公示日等」という）の2週間前から3週間前に、推薦候補者の選挙事務所の責任者等と、選挙事務所が必要とする立候補届出時前の準備行為等と立候補届出時後の選挙運動の内容の打合せを行い、後援会が行う準備行為等又は選挙運動を取り決めることです。
- (2) 上記（1）の取り決めに従い、後援会としては、後援会の会員等の出勤予定表を作成し、選挙事務所の責任者等に提出することです。この場合重要なことは次のとおりです。
 - ① 選挙は国会議員にとって最も重要なことです。選挙に当選しなければ自己の理想とする議員活動ができません。候補者は、選挙の時に真剣に応援してくれた後援会を大事にします。
 - ② 従来の選挙運動は、その意義のとおり、立候補届出時後であったと思います。準備行為等も選挙において重要な活動ですから、おろそかにしないことです。
 - ③ 後援会が準備行為等及び選挙運動を行う場合において必要なことは、一人当たりの運動時間は、短時間でもかまいませんから後援会の多くの会員等が参加することです。何故かと

¹ 税金を課す際に法律の根拠が必要となるこの原則を一般的に「租税法律主義」と呼び、日本国憲法 84 条にその内容が規定されている。

いうと、準備活動及び選挙運動を一部の会員が行っているのではなく、税理士による〇〇後援会全体で行っていること及び後援会の会員数が多いことを推薦候補者にアピールすることが必要だからです。このことが、後に後援会が行う陳情活動に影響してきます。ギフトアンドテイクを有効に活用することです。

4. 選挙運動の出動予定表

令和 年	運動の内容	午前 10 時～12 時	午後 1 時～3 時	午後 3 時～5 時
月 日 ()		(出動会員の氏名)	(出動会員の氏名)	(出動会員の氏名)
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				

5. 選挙運動の出動報告書

令和 年	選挙運動時間	出動会員の氏名	電話した件数	電話以外の 選挙運動の内容
月 日 () 午前・午後	時～ 時 延べ 時間		件	
月 日 () 午前・午後	時～ 時 延べ 時間		件	
月 日 () 午前・午後	時～ 時 延べ 時間		件	
月 日 () 午前・午後	時～ 時 延べ 時間		件	
月 日 () 午前。午後	時～ 時 延べ 時間		件	
月 日 () 午前・午後	時～ 時 延べ 時間		件	

6. 公職選挙法、政治活動、選挙運動の関係

(1) 政治活動とは

政治活動とは一般的に政治上の目的をもって行われる一切の活動、すなわち政治上の主義、施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し又は候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接・間接の一切の行為をいいます。

(2) 選挙運動とは

選挙運動とは、判例上は「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者のため投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすること」をいうとされています（最判昭和53年1月26日刑集32巻1号1項）。

公選法において、選挙運動は、原則として、選挙期間中に限り認められます。しかし、買収や戸別訪問のように選挙期間中においても禁止される行為（選挙運動）、また選挙期間中なら認められる選挙運動であっても立候補届出前のため禁止される行為（選挙運動）もあります。後者を事前（選挙）運動の禁止といいます。選挙運動を構成する4要素は次のとおりです。

① 「特定の公職の選挙」

特定の選挙とは、ある決まった選挙を想定してという意味です。公選法上選挙運動となるためには、社会通念上選挙が特定される状態において、当選を得又は得しめるための行為であらねばなりません。そのため、選挙運動に該当すると認められない議会報告演説、選挙人の意見を聞く懇談会又は座談会等選挙区培養の行為の多くが、このような理由で公示日前でも合法的に行われています。

② 「特定の立候補者又は立候補予定者のため」

特定の候補者等とは必ずしも何某一人であることを要せず、候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者をいいます。尚、政党等が常時その主義や政策を国民に宣伝する政治活動は、結果的に見れば、次の選挙で、その政党等の所属候補者に有利に作用することもあります。一般に特定候補者を当選させるための活動とはいえないから、選挙運動ではないとされます。

イ. 候補者とは、現に立候補している者をいいます。

ロ. 候補者になろうとする者とは、立候補の意思を有している者及び客観的に立候補の意思を有しているものと認められる者をいいます。

ハ. 公職にある者とは、現在公選により公職についている者の全てをいい、次期の選挙において引き続きその選挙の候補者となる意思を有すると否とを問いません。

③ 「投票を得又は得させる目的」

投票を得又は得させる目的については、候補者等にとっては「(自らに) 投票を得る目的」、候補者等ではない第三者にとっては「(候補者に) 投票を得させる目的」を意味します。

④ 「直接又は間接に有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすること」

この要件は選挙運動における行為の内容を示しています。「周旋、勧誘」は例示であり、それ以外の行為であっても投票を得又は得させるために必要かつ有利な行為であれば要件に該当します。

しかし、この要件内には「直接又は間接に」という文言が含まれており、形式的に解釈するとほとんどの行為が該当することとなるため、判例や学説ではこの解釈については一定の絞りがかけられています。

(3) 政治活動、選挙運動の関係

① 公選法上の政治活動、選挙運動の関係

公選法は、選挙における手続き、禁止行為、罰則等を定めた法律です。従って、公選法においては、政治活動と選挙運動を区別しています。公選法における政治活動は、政治上の目的をもって行われるすべての行為のうち、選挙運動に該当する行為を除いた一切の行為をいうものとされています。

② 政治資金規正法上の政治活動、選挙運動の関係

政治資金規正法上は、選挙運動と政治活動の両方を含めたものを政治活動としています。

(4) 公選法において政治活動が制限される期間及び行為

公選法において政治活動が制限される期間は、公示日等から投票日までの間です。

この期間中で制限されるのは、政党その他の政治活動を行う団体の一定の政治活動であって、個人の行う政治活動は、候補者等の政治活動用文書図画の掲示の制限の場合を除き、原則として選挙運動に該当しない限り、自由であって何ら制限されません。

また、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動であっても、制限を受けるのは特定の選挙期間中に限り、その区域内における一定の政治活動であって、これらの規制の範囲外であれば、後援団体の政治活動用文書図画の掲示の制限を除き、純粋な政治活動として行われる限り、制限を受けないこととなっています。

ただし、参議院議員、都道府県及び指定都市の議員並びに都道府県知事、市長（特別区の区長を含む）の選挙の場合、一定の要件を備える団体は、当該選挙を管理する選挙管理委員会等に届出をし、その確認を受けることによって「確認団体」として公示日等から投票日の前日までの間に限り、一定の範囲内で政治活動を行うことができます。

(注) 一定の政治活動とは

一定の政治活動とは、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示並びにビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車、船舶及び拡声機の使用をいう。

7. 事前運動とは (129)

(1) 事前運動とは

事前運動とは、事前選挙運動の略で、立候補届出前（選挙運動期間外）にする選挙運動のことです。選挙運動は、公選法において選挙期間中のみ認められているため、事前運動はいっさい禁止されています。

(2) 事前運動とならない行為

事前運動の禁止は事前の選挙運動の禁止ということですから、選挙運動に該当しない行為についてまで禁止されるものではありません。しかし、事前の行為のうちどのようなものが選挙運動とならないかについては、個々の事例により判断する必要があります。絶対的な基準はありま

せん。

特に選挙前の後援会の政治活動には注意が必要です。例えば、後援会の加入文書に投票依頼の文言を記載する、氏名を大書きする、写真や経歴を掲げ「〇〇（被後援者）を必ず国政へ送り出す」などの記載をする、こうした事例は選挙運動とみなされる可能性があります。文書として形に残るものについては事前チェックを入念に行ってください。

一般的には、次に掲げる行為は選挙運動ではないと考えられています。

- ① 準備行為等は、選挙人に働きかけないため選挙運動にはなりません。
- ② 政党その他の政治団体等が行う政策宣伝、党勢拡張等の活動及び個人の行う時局講演会等の政治活動。
- ③ 社交的行為

年賀、暑中見舞、退官あいさつ等の社交的な行為で、通常の時期・方法により通常の内容をもって行われる限り選挙運動ではありません。

ただし、候補者等が、その選挙区内にある者に対し答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中（寒中）見舞状、その他これらに類するあいさつ状を出すことは、選挙期間中のいかににかかわらず、あいさつ状の禁止（文書図画の頒布の禁止）に抵触します。（公選法 147 の 2）

（3）公示日等前、選挙期間中、投票日における政治活動、選挙運動

政治活動及び選挙運動は、公示日等前、選挙期間中、投票日の相違により行うことができる行為と行うことができない行為とに分かれます。次の表でまとめてみましたので参考にしてください。

期 間	政治活動	選挙運動
公示日等前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政治活動 ○ 後援会活動 ○ 後援会加入勧誘文書の頒布 ※ただし、事前運動の性質を帯びないように注意する必要あり。 ○ 公職の候補者を支持する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立候補準備行為 ○ 選挙運動準備行為 ⇒組織内部での候補者の推薦の決定など ○ 社交的行為
選挙期間中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の行う政治活動 ○ 後援会活動 × 政治活動用文書図画の掲示、頒布 例 1) 後援会の加入勧奨文書の配布 ⇒公選法 201 条の 13 第 1 項 2 号による。政治活動のための文書図画に特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々面接 ○ 電話による投票依頼 ○ 個人演説会、街頭演説会における応援演説 ○ 幕間演説 ○ 選挙ハガキの郵送 ○ 座談会（候補者と語る会）の開催 △ 文書又は図画の掲示、頒布 例 1) 選挙運動用ビラの頒布 ⇒選挙ビラの配布は以下の方法

	<p>してはならない。 後援会の加入勸奨文書には当然特定の候補者の氏名が入ることが想定されるため、配布をしてはならない。 例2) 機関紙による推薦候補者の周知 ⇒公選法 201 条の 15 による。政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌は選挙の告示日から選挙日までの間、選挙に関して報道及び評論を掲載することが出来ない。</p>	<p>に限定されています。 ①新聞折り込み ②候補者の選挙事務所内での頒布 ③個人演説会の会場内での頒布 ④街頭演説の場所での頒布 △ 現金による寄附（政治資金規正法の規定により禁止されるものがある） × 戸別訪問 × 連呼行為 × 飲食物の提供 × 文書の回覧・掲示</p>
投票日	選挙期間中と同じ	○ 棄権防止活動 × 選挙運動

【記号について】

- ・・・行ってよい活動・行為
- △・・・行うにあたって制限を受ける活動・行為
- ×・・・行ってはいけない活動・行為

(4) 公示日等前、選挙期間中において行うことができる具体的行為

上記(3)において、後援会等が、公示日前又は選挙期間中において行うことができる政治活動、選挙運動を記載しました。ここではその内容を具体的にまとめてみました。

公示日等前にできる行為（特定の候補者の投票依頼となった場合は事前運動となります）	
①	税政連の会合を開催し、候補者の推薦を決定すること。
②	税政連の会員名簿によって電話で支持の訴え（投票依頼ではない）をすること
③	税政連のあらゆる会合で、候補者を推薦したことを周知徹底して、支持を広げること。
④	関与先の朝礼などで、推薦候補者に時事問題や政見問題等の話をしてもらう。
⑤	選挙対策会議に出席し、準備行為等を行う。
⑥	後援会の会員又は税政連の役員の家族、知人、関与先等へ候補者の後援会への入会をお願いすること。（投票を得る目的と認められる場合は事前運動になります）
選挙期間中にできる行為	
①	個々面接とは次のようなことをいいます。
イ	電車・バス・商店街や駅等の街頭で出会った知人に、推薦候補者への投票依頼をする。
ロ	事務所や自宅への来訪者に、推薦候補者への投票依頼をする。
ハ	一見して直ちに個別に認識し得る程度の人数の集会において、主催者の承諾を得て推薦候補者への投票依頼をする。（演説会とはならない）
②	選挙事務所内で、電話による推薦候補者への投票依頼をする。（携帯電話のメールは文書図画違反となる）

③	出陣式や演説会に参加し、推薦候補者の応援演説をする。
④	候補者の選挙事務所が投函する「選挙ハガキ」の推薦者となり、税理士・関与先等を宛先として選挙事務所に提出する。
⑤	選挙管理委員会発行の証紙の貼ってある推薦候補者のポスターを、税理士事務所や関与先に、屋外から見える個所に掲示をお願いする。(国政選挙の場合、小選挙区選挙における候補者が使用できるポスターを除く)
⑥	選挙管理委員会発行の証紙の貼っていない推薦候補者のポスターを、税理士事務所や関与先に、室内向けに掲示することをお願いする。
⑦	選挙管理委員会発行の証紙が貼ってある推薦候補者の選挙運動用ビラを、街頭演説会場や個人演説会場等において配る。(散布及び戸別訪問時の頒布は禁止)
⑧	選挙事務所を訪問し、激励すること。
⑨	推薦候補者と出会ったり、選挙運動用自動車とすれ違った際に、声をかけて励ますこと。

8. 政治資金規正法について

(1) 政治団体の種類

政治団体には、次の種類があります。

① 政党

政党とは、次のいずれかに該当する政治団体です

イ. 所属国会議員が5人以上

ロ. 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上

※我が国においては政党を全般的に規制する政党法はありません。政党の要件は、政治資金規正法、公職選挙法、政党助成法でそれぞれ独自に規定されており、内容が異なります。

② 政治資金団体

政治資金団体とは、政党のため資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体です。

③ その他の政治団体

政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、推薦団体、後援団体、特定パーティー開催団体等）です。その他の政治団体には、次の二つの団体があります。

イ. 資金管理団体

公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む）が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者が代表者である政治団体のうちから指定した団体（1団体に限る）をいいます。

ロ. 資金管理団体以外の政治団体

(2) 寄附の質的制限

後援会等については関係ありませんので記載しません。

会社等の寄附、政治家の政治活動に関する寄附、寄附の量的制限について（東京都選挙管理委員会作成の『政治団体の手引』より引用）

寄附者 受領者		個人 (公職の候補者等を含む。)		会社・労働組合 その他の団体等		政治団体				
		総枠制限		個別制限		政党	政治資金団体	政党・政治資金団体以外の 政治団体		
		総金額の 限度額	同一者への 限度額	総金額の 限度額	同一者への 限度額	総枠 個別 制限	総枠 個別 制限	総金額の 限度額	同一者への 限度額	
政治 団 体	政 党 (政党支部を含む。)	年間 2,000万円 以内	制限なし	資本金・ 組合員の数 等に応じて 年間 750万円 ～1億円 以内	制限なし	制 限 な し	制 限 な し	制 限 な し		
	政治資金団体 (政党が指定)									
	資金管理団体 (公職の候補者等が指定)	年間 150万円 以内★	禁 止		制 限 な し			制 限 な し	制 限 な し	年間 5,000万円 以内
	上記以外の 政治団体	年間 1,000万円 以内								
公職の候補者等	年間 150万円 以内※	制 限 な し ※								

- 注) 1 ★印については、公職の候補者等自身が指定した資金管理団体へ寄附をする場合には個別制限がなく、総枠制限が限度となります。
- 2 ※印については、金銭等による寄附は選挙運動に関するもの以外禁止されます（限度額には、物品等を含む。）。
- 3 政治資金団体に対する寄附又は政治資金団体が行う寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付による寄附を除く。）は、預貯金等の口座への振込又は振替に限られます。
- 4 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附を自ら管理することなく、当該資金管理団体に対して寄附する場合（特定寄附）、制限はありません。
- 5 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。
- 6 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは原則として禁止されています。（詳細は74ページ参照。）
- 7 公職の候補者等の後援団体は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは原則として禁止されています。ただし、当該団体が後援する公職の候補者等、政党その他の政治団体への寄附はできます。また、後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附も可能です。（一定期間（任期満了前の90日間等）を除く。） ※花輪・供花・香典・祝儀等の類は、禁止

＜ネット選挙に係る選挙運動の可否一覧＞

分類	政党等・候補者	有権者	
Web サイト等を用いた 選挙運動 (公選法 142 条の 3)	・ <u>ホームページ、ブログ</u> の 作成・運営等をする	○	○
	・ <u>SNS</u> でメッセージ投稿 する 例：フェイスブック X LINE (ライン) インスタグラム	○	○
	・ <u>動画共有サービス</u> で政策 動画をネット配信する 例： You Tube ニコニコ動画	○	○
電子メール・ショートメールを用いた選挙運動 (公選法 142 条の 4)	○	×	
その他	Web サイト上に掲載されてい る選挙運動用のビラ・ポスタ ーなどを、紙に印刷して頒布 する	×	×

【ポイント①】

Web サイト等を用いた選挙運動について、選挙運動のために使用されるホームページやブログ等は画面表示それ自体が「選挙運動のための文書図画」となります。文書図画の頒布については公選法 142 条が厳しく制限していますが、Web サイト等を利用するものについては制限されていません。動画も動く文書図画として利用可能です。

【ポイント②】

電子メール・ショートメールを用いた選挙運動について、候補者でない個人や後援会が選挙運動用電子メールを送ることは認められていません。

【ポイント 3】

ホームページ等の媒体のデータを印刷して頒布することは、それ自体は「選挙運動のための文書図画」に当たるため公選法 142 条、143 条により違法となります。

第2章 選挙関連法Q&A

このQ&Aは、これまで日本税理士政治連盟が開催した選挙関連法研修会における質疑応答の概要を令和6年12月現在の法令等に照らし、国対委員会において編集した部内資料です。

Q 1	事前運動の禁止とはどのような行為ですか。また事前とはどのような期間ですか。
-----	---------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 129 条、178 条)

事前運動とは、事前選挙運動の略で、立候補届出前（事前）にする選挙運動のことです。選挙運動は公選法において選挙期間中のみ行うことが認められていますので、立候補届出前に選挙運動をした場合、事前（選挙）運動の禁止に該当することになります。

尚、選挙運動とは、①特定の選挙において、②特定の候補者又は立候補予定者のために、③投票を得又は得させる目的で、④直接又は間接に有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすること、つまり、選挙運動の4要素を満足させる行為をいいます。具体的に言いますと、「今度の衆議院選挙では〇〇さんをよろしく」とその選挙の選挙区の住民（選挙人）にお願い（投票依頼）することです。

事前運動の禁止の規定とは異なりますが、次に掲げる場合も選挙運動をすることができません。

1. 選挙の期日（投票日）は選挙運動をすることはできません。ただし、棄権防止活動は除かれます。
2. 選挙期日後の当選又は落選に関するあいさつ行為はできません。この規制の対象者は「何人も」であるため後援会等の会員が知り合いなどに行った場合も対象となるため注意が必要です。ただし、自筆の信書²及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画は除かれます。したがって、当落に関するあいさつについてはフェイスブック、X、インスタグラム、電子メール等により行うべきです。

(参考) 第1章の6（2）の「選挙運動とは」及び7の「事前運動」を参照して下さい。

Q 2	後援会等が候補者に陣中見舞いをすることができますか。また、陣中見舞金を持っていく場合、公示日等の前でも選挙期間中でもよいのですか。
-----	-------------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 139 条、179 条、199 条の5、政治資金規正法 21 条の2)

陣中見舞いをする事自体には問題はありません。公選法上、陣中見舞いの際に供与するものは寄附として取り扱われます。その取扱いについては陣中見舞いの際に供与するものが金銭か飲食物かにより異なります。

1. 陣中見舞いが飲食物の場合は、**飲食物の提供の禁止に抵触しますから絶対にしないで下さい。**
※湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は除かれますが、微妙な判断となるため行わない方がよいでしょう
2. 陣中見舞いが金銭の場合は、公選法上問題はありません。

後援会等がする陣中見舞いは、金銭によるものです。従って、公選法上問題ありません。ただし、金銭で寄附をする場合、政治資金規正法の規定では、次のようになっています。

² 「信書」とは誰かしらの特定の者に宛てた文書を指す

1. 後援会等が政党・政治資金団体・資金管理団体・その他の政治団体に寄附をする場合、その他の団体間でのみ 5000 万円の総枠制限がありますが、それ以外については制限はありません。
2. 後援会等が公職の候補者に寄附をする場合、金銭による寄附は選挙運動に関するものに限り認められることになっています。

次に、選挙運動に関する寄附を相手方に渡す時期について、政治資金規正法上の規定はありません。しかし、公示日前の選挙期間外に金銭を渡す行為は事前運動的な性質を帯びるため、やはり選挙期間中に行うことが望ましいと考えます。

このように、後援会等は、1. 政治団体（候補者の資金管理団体など）への寄附、又は、2. 選挙運動のための候補者への金銭による寄附を行うことができますが、どちらの場合も、寄附を行った後援会等における政治資金の支出として必ず領収書を受け取り、その記載内容に沿って**会計帳簿への記載や収支報告などを正しく行ってください。**

（参考）第 1 章の 8 の「政治資金規正法について」、第 3 章の「飲食物の提供の禁止」、「寄附の禁止」を参照して下さい。

Q 3	後援会等が、陣中見舞い金を渡す際、公示日等前後にかかわらず、例えば「今後の税理士法改正について宜しく申し上げます。」というようなお願いをしてもよろしいでしょうか。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------

（回答）（根拠条文：公選法 199 条の 5 規正法 21 の 2）

公選法 199 条の 5 では、「後援団体は政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に寄附をすることが出来る」旨が規定されています。さらに、規正法 21 条の 2 に基づき選挙運動に関しては金銭による寄附が可能であるため陣中見舞いについては問題ありません。

ただし、公示日前に渡すことは事前運動の性質を帯びることから、避けたほうがよいと考えます。

「今後の税理士法改正について～」はこの一文のみの場合は通常政治活動の枠内の発言かと考えられますので、公示日前にこのような趣旨の発言をすることは特段の問題はないものと考えます。

（参考）第 3 章の「寄附の禁止」を参照して下さい。

Q 4	選挙になると税政連の役員が各候補者に激励訪問しますが、この場合、税政連がその役員に交通費を支給することができますか。
-----	------------------------------------------------------------

（回答）（根拠条文：公選法 197 条の 2、221 条）

選挙運動に関する支出とは、選挙運動たる行為及び立候補のための準備行為のために要した支出のことです。税政連の役員が各候補者の選挙事務所を激励のために訪問するのであれば、その交通費は、選挙運動に関する支出か否かという点についてですが、選挙運動に関する支出の意義に照らしてみると選挙運動に関する支出には該当しません。

結果として、税政連の役員が各候補者の選挙事務所を激励のために訪問する交通費は、税政連の政治活動費と解することが妥当だと思われます。従って、税政連の役員が各候補者の選挙事務所を激励のために訪問する交通費は、税政連において支給することができます。

(参考) 第3章の「買収罪」を参照して下さい。

Q 5	選挙期間中、選挙事務所において電話による選挙運動を行い、その後、喫茶店でコーヒー等を飲み、その代金を一人の者が支払いました。この行為は買収になりますでしょうか。
-----	----------------------------------------------------------------------------------

(回答) (公選法 139 条、221 条～223 条)

たかがコーヒー一杯で買収になるかという質問ですが、以前、これと同様の件で、喫茶店に事情聴取に来たことがあるということを知っています。コーヒー一杯で買収にはならないと思いますが、買収とは別に公選法 139 条の「飲食物の提供の禁止」に抵触するものと考えられます。なぜならばコーヒーは「湯茶」に該当せず、公選法 139 条は主体を「何人も」と規定しており、限定していないからです。

以上の理由により本問における行為は 139 条に抵触するため、行ってはいけません。

(参考) 第3章の「買収罪」を参考にして下さい。

Q 6	選挙期間中、税理士事務所において電話による選挙運動を行うことはできますか。また、この場合の経費負担はどうなりますか。候補者の選挙事務所に出向いて行った場合はどうですか。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 129 条、187 条 1 項)

電話により有権者に直接投票を依頼する「電話作戦」は選挙期間中であれば、いずれの場所で行っても差し支えありません。この質問の問題点は、電話による選挙運動について候補者や出納責任者等と意思を通じて行ったかどうかです。電話による選挙運動をした場合の電話代の処理は意思を通じて行ったかどうかにより変わってきます。

1. 税理士事務所において、候補者や出納責任者等と意思を通じないで、独自に電話による選挙運動を行った場合は、これに要する経費（支出）はその税理士本人で負担します。
2. 候補者や出納責任者等と意思を通じて電話による選挙運動を行った場合は、たとえ税理士事務所において行ったとしても、候補者側の経費（支出）となります。この場合、候補者から電話代として金銭を受け取り、同額を候補者に寄附したという処理になります。
3. 候補者の選挙事務所に出向いて電話による選挙運動をした場合は、何ら問題はありません。ただし、税政連や後援会等から交通費等の支給を受けてはいけません。支給を受けた場合は買収の問題が生じます。交通費の支給を受けなければこの方法がベストです。

(参考) 第3章の「言論による選挙運動」を参照して下さい。

Q 7	候補者に渡す推薦状は、文書図画のなかでどういう位置づけになりますか。
-----	------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 142 条、143 条)

選挙運動のために使用する文書図画の頒布・掲示が制限される理由は、文書図画の作成には多くの費用を要するため選挙が金によって支配されるおそれがあるからです。推薦状は当然、選挙運動のために

作成されるものですが、142条で規制される「頒布」とは不特定多数に配られることを意味します。この趣旨から候補者に渡す推薦状等は、**候補者に一通のみ渡す**のですから、推薦状等は、文書図画の頒布・掲示の規制の対象外となります。

(参考) 第3章の「文書図画の頒布、掲示」を参照して下さい。

Q 8	推薦候補者から、選挙運動用ポスターを後援会等の会員等の事務所に貼るように依頼されましたが、掲示にあたって留意する事項はありますか。
-----	-------------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 143 条 1 項、3 項)

選挙運動用ポスターを掲示することができるのは、小選挙区選挙においては候補者及び候補者届出政党、比例代表選挙においては名簿届出政党等で、それぞれ、掲示方法、枚数、規格等取扱い方が異なります。それぞれについて後援会等の会員等の事務所に貼る場合の留意点を説明します。

1. 小選挙区選挙において候補者が使用できる選挙運動用ポスター

小選挙区選挙において候補者が使用できる選挙運動用ポスターは公営掲示上にしか掲示することができません。従って、会員の事務所に貼れません。

2. 小選挙区選挙において候補者届出政党が使用できる選挙運動用ポスター

依頼されたポスターに都道府県の選挙管理委員会の検印があること又は証紙が貼ってあることを確認することです。確認できたポスターは不特定多数の者に見えるように、道路に向けて（外向きに）貼ることができます。

3. 比例代表選挙において名簿届出政党等が使用できる選挙運動用ポスター

依頼されたポスターに中央選挙管理会の交付する証紙が貼ってあることを確認することです。確認できたポスターは不特定多数の者に見えるように、道路に向けて貼ることができます。

4. 上記 2, 3 のポスターで検印、証紙が確認できないものは、道路から見えないように（内向きに）貼って下さい。つまり、公選法に定める「掲示」に当たると違反になりますので、建物の内部や事務所内であっても、一般の人々の目に触れるような貼り方は、避けて下さい。

(参考) 第3章の「選挙運動用ポスター」を参照して下さい。

Q 9	推薦候補者から、選挙はがきの協力を依頼されました。税政連として注意すべき点はありますか。
-----	----------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 142 条)

公選法上は適法であっても、税政連として特に次の点に注意すべきです。一般的に選挙運動用はがきを数人にあてて郵送する場合は、それが同一世帯内にある選挙人数人の氏名を連記するなどの、通常の方法による場合は差し支えありません。一方で、会社や工場など選挙人が多数集合していると認められるところに対して「〇〇御中」や「〇〇御一行様」と記載し郵送するのは公選法 142 条違反となるため許されません。

《選挙はがきの例》



宛名人住所(注1)記載上の注意点

- ・ 個人情報に関する配慮をすること。
(特に自宅住所を記載した場合、トラブルが散見されるので留意する。)

宛名(注2)記載上の注意点

- ・ 特定の相手先を宛名とすること。
(不特定多数への文書の回覧、掲示の禁止に抵触する記載に留意する。)

- 例：
- * 「□□一郎様」…○ (原則、個人宛)
 - * 「○○株式会社御中」…×
 - * 「○○株式会社○○課御一同様」…×
 - * 「○○株式会社 代表取締役 □□一郎様」…○
 - * 「□□一郎様、□□花子様」…○ (同一住所への連名送付：○)
 - * 「□□一郎様、御家族一同様」…○

推薦人氏名(注3)記載上の注意点

- ・ 推薦人の肩書使用に注意すること。
(特に「税理士会」の役職等を記載した場合、トラブルが散見されるので留意する。)

- 例：
- * 「◇◇太郎」…○ (原則、個人名)
 - * 「税理士 ◇◇太郎」…○ (資格記載：○)
 - * 「◇◇税理士法人 代表社員 ◇◇太郎」…○ (法人名記載：○)
 - * 「◇◇税理士法人」…×
 - (法人名のみ記載では推薦人が不明瞭：×)
 - * 「△△税理士会▽▽支部長 ◇◇太郎」…×
 - (税理士会の役職等は使用しない。)

Q10	税政連が政治家のパーティー券や本を買うことができますか。
-----	------------------------------

(回答) (根拠条文：規正法 12 条、22 条、22 条の 8)

1. パーティー券

- (1) パーティー券の金額が社会通念上妥当な金額（2万円程度）で、出席を前提として購入した場合は、その支出は寄附ではなく、対価の支払いになります。
- (2) 上記の要件を満足しないパーティー券の購入に対する支出は寄附となります。政治資金規正法の規定で、同一の相手先に1年間に寄附をすることができる金額は制限されています。
- (3) 政治資金規正法の規定では、同一の者(個人・法人を問わない)が一の政治資金パーティーに支出できる金額は150万円以内となっています。また、同一の者が一の政治資金パーティーにつき支出した金額が5万円を超える場合は収支報告書に記載され公開されます。

2. 本の購入、講演の謝金

政治家が発行する図書を購入して代金を支払うことや講演依頼をしてその謝金を支払うことなどについては、その金額が社会通念上妥当な金額であれば対価を支払っているという扱いになり、寄附とはなりません。尚、政治家に講演を依頼することは、その内容や時期によっては、事前運動の禁止や公選法に違反する演説会になる可能性もありますので、内容については、事前に打ち合わせをして下さい。

(参考) 第1章の「政治資金規正法について」を参照して下さい。

Q11	税政連の大会の議案書の中で年次活動の報告を行います。例えば大会を国政選挙の1か月前に開催する場合、大会議案書に議員名や政党名を記載することは可能ですか。
-----	------------------------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 129 条、)

通例として税政連の大会議案書には税政連の活動報告が記載されています。そしてその議案書は税政連の大会に出席することができる代議員等に配布されるものであり不特定多数の者に配布されるものではありません。また、この記載及び配布行為は税政連の政治活動の一部であることは誰もが認めていることです。そして、議案書に記載されている活動報告は結果報告であって、選挙運動にわたるような記載はないはずで。

注意することは、大会直後に行われる国政選挙に関して、税政連が推薦した候補者の氏名等の記載をした場合です。氏名の記載と共に特定の選挙を意識しての推薦者の当選を目指すような趣旨の文章を議案書に盛り込んだ場合は事前運動に該当する可能性があります。したがって、国政選挙を間近に控えた定期大会の議案書において、推薦候補者の氏名を記載することはしないで下さい。

(参考) 第1章の「公職選挙法、政治活動、選挙運動の関係」、第3章の「文書図画の頒布、掲示」を参照して下さい。

Q12	税政連で推薦した候補者の名前を、選挙区の政治連盟の会員に対して税政連の会報に記載して配ることはできますか。
-----	-------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 148 条、201 条の 15)

新聞紙及び雑誌（以下「新聞紙等」という）には、普通の新聞紙、雑誌のほかに業界紙や労働組合等の機関誌も含まれます。従って税政連の会報も新聞紙及び雑誌の規定の制約を受けることになります。

新聞紙等は、虚偽の事項を記載したり、事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用することがない限り、選挙に関し報道及び評論を掲載することができます。

しかし、選挙期間中及び投票日においては、一定の条件を具備しない新聞紙等で、その選挙区内に頒布し、掲示するものには、一切選挙に関する報道評論を掲載することができません。また、公示・告知の前のタイミングでの頒布は可能ですが、内容については事前運動の性質を帯びないように「推薦候補者を機関決定した」内容にとどめてください。

ただし、税政連のHPに掲載して会員に周知することは可能です。どのような状況においてもHPへの掲載が最適のものと考えます。

(参考) 第3章の「文書図画の頒布・掲示」を参照して下さい。

Q13	税理士会・税政連の総会等が開催される場合、政治家を招待し懇親会であいさつをしていただくことはできますか。
-----	------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 129 条、163 条の 3)

政治家を招待し懇親会であいさつをしていただくそのあいさつ行為が、選挙運動に該当するかどうかということが問題になってきます。つまり、あいさつの内容が①特定の選挙において、②特定の候補者等又は立候補予定者のために、③投票を得又は得させる目的で、④直接又は間接に有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることであるかどうか論点です。

税理士会・税政連の懇親会において、招待された政治家があいさつの冒頭で例えば「〇〇県〇〇区の〇〇です」といった自己紹介をするかと思いますが、政治家は選挙のプロですから、選挙運動にわたるあいさつはしないと思います。つまり、懇親会での挨拶は選挙運動とは考えられません。

もし、そのあいさつが「選挙運動にわたる行為」であるとした場合は、事前運動の禁止に該当しますし、選挙期間中は、他の演説会の禁止（候補者以外の者が主催する演説会において候補者がする演説会等の禁止）に該当します。税理士会・税政連が政治家を招待しているのですから幕間演説にはなりません、もちろん、投票日に選挙運動をすることは禁止されています。従って、そのあいさつが「選挙運動にわたる行為」である場合には、いかなる時期においても、懇親会で政治家からあいさつをしていただくことはできないこととなります。

(参考) 第1章の「公職選挙法、政治活動、選挙運動の関係」、第3章の「言論による選挙運動」を参照して下さい。

Q14	税理士会・税政連等の総会等が開催され、その後の懇親会に政治家が出席される場合の注意点はありますか。
-----	---------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 139 条、197 条、199 条の 2、199 条の 5、規正法 21 条、21 条の 2)

懇親会で政治家があいさつすることについては、Q13 で記載しましたので省略し、ここでは、金銭問題に関し説明します。

懇親会が会費制であり、政治家を含む参加者全員が同額の会費を負担していれば問題はありません。しかし、次に掲げる場合にはそれぞれ次の問題が生じますので注意して下さい。

1. 政治家が決められた会費を超える金額を支払った場合

政治家が決められた会費を超える金額を支払った場合又は懇親会に参加しないのに会費を支払った場合には寄附に該当します。なぜならば、超過した分は債務の履行ではないからです。

公職者の、選挙区内にある者に対する寄附は公選法 199 の 2 に基づき名義を問わず禁止されています。

しかし、公選法 199 の 2 にはただし書きによる例外があり、「その他の政治団体に対してする場合はこの限りではない」と規定されており、税政連や後援会はその他の政治団体に該当しますので条文上は寄附ができるようですが、税理士会は政治団体ではないのでできません。

もともと、税理士会・税政連が総会等の後、懇親会を開催する場合、通常は政治家に対しては無料招待ですので問題はありません。

2. 政治家が決められた会費以下の金額を支払った場合又は税政連が無料招待した場合

(1) 政治家が会費以下の金額を支払った場合

通常ではあまり考えられないことですが、もし政治家が会費以下の金額を支払った場合は、不足金額分は債務の免除に該当します、この点において公選法 197 条では「財産上の利益」も寄附として解釈され、金銭債務の免除は財産上の利益に該当します。

この例では、税理士会・税政連が公職者に寄附をしたという構造になりますが、これについて規正法 21 条、21 条の 2 を当てはめれば税理士会は政治団体ではなく会社・労働組合・その他の団体等に該当するため寄附は一切禁止です。それに対して税政連等の政治団体は公職の候補者に対しても寄附が出来ますが、金銭等による寄附は選挙運動に関するものしか出来ません。結果として、税理士会・税政連共に政治家から会費以下の金額を受け取ることは出来ません。

(2) 税理士会・税政連が政治家を無料招待した場合

① 公選法 139 条の飲食物の提供の禁止について

「選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても禁止される。」という「飲食物の提供の禁止」規定について

イ. 「選挙運動に関し」とは、「選挙運動に関することを動機として」という意味です。

ロ. 飲食物の提供が禁止されるのは、すべての人についてであり、第三者が候補者や選挙運動員に提供する場合も禁止されます。

しかし、税政連の総会後に開催される懇親会は、選挙運動に関することを動機として行われるものではありません。従って、懇親会に政治家を招待することは「飲食物の提供の禁止」に該当するとは思われません。

② 後援団体の寄附の制限について

公選法 199 条の 5 では、「特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、寄附をしてはならないと規定されています。

ただし、この規定には例外があり、①政党その他の政治団体に関する寄附、②その政治団体が推薦・支持する公職の候補者等に対する寄附、③後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附は出来るとされています。

したがって、後援会や税政連は推薦・支持をする公職の候補者(現職にある者を含む)に対して寄附をすることができますが、これまで述べてきたように金銭等による寄附は選挙運動に関する場合を除き、することができません。

(3) 税理士・税政連の総会等の後の懇親会に政治家が祝金を持参して出席した場合

この場合は2通りの回答になります。まず、税理士会については公選法 199 条の 2 に基づき寄附は禁止されるため、祝い金を受け取ってははいけません。一方で、税政連の場合は冒頭の「1 政治家が決められた会費を超える金額を支払った場合」に基づき、寄附を受け取ることができます。

- (4) 結論として、税政連の総会後の懇親会に政治家を招待し、あいさつをいただくことは、公選法上は問題ないと思われます。ですが、安全のために選挙期間中は懇親会に政治家を招待することは避けて下さい。

(参考) 第 3 章の「飲食物の提供の禁止」、「寄附の禁止」を参照して下さい。

Q15	税理士による〇〇後援会を設立しようと思っています。設立総会を選挙投票日確定後から選挙期間中に開催して宜しいでしょうか。
-----	-------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 129 条、161 条)

政治団体を作ることは、時期の如何にかかわらず自由ですから、選挙直前に後援会を作ったからといって、直ちにそのことが選挙違反とはなりません。しかし、次に掲げるように公選法に抵触する行為ととられる危険性があるので、危険をおかしてまで設立する意義がありませんから、設立を延期して下さい。

1. 後援会の設立準備行為について、公示日前は公職選挙法上の事前運動の禁止、選挙期間中は選挙運動の文書図画の頒布・掲示、個別訪問の禁止、署名運動の禁止等に抵触していると思われるケースがある。
2. 選挙期間中に後援会の設立総会を開催し、被後援者を招待してあいさつをしていただくことは、候補者以外の者が開催する演説会に該当する。個人演説会は候補者のみが開催するもので、その他の者が開催することは出来ません。

(参考) 選挙運動の禁止行為全般

Q16	税政連の役員が、政治家のリーフレットと後援会支援者名簿を持参して顧問先や知人を訪問し、支援者名簿に名前を書いてもらうことは可能ですか。その場合、持参書類に「顔写真」「〇〇党△△選挙区選出」の記載があってもかまいませんか。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 129 条、138 条、138 条の 2、公選法 201 条の 13 第 1 項 2 号)

顧問先や知人を訪問する目的又は訪問する時期によって異なります。

1. 後援会の加入促進が目的の場合

後援会の加入促進は一般的な政治活動です。リーフレットが純粋な後援会への加入案内であり、選挙運動にわたるものでなければ、公示日前でも選挙期間中であっても、理論的には問題はありません。

しかし、後援会の目的は特定の国会議員を後援することですので、後援会に入会することは、その特定の国会議員に係る選挙において、その特定の国会議員に投票することになります。

従って、選挙が間近に迫っているような期間は、外形的には後援会の加入促進行為であっても選挙運動と捉えられる場合がありますので、あえて、その時期に加入促進行為をする必要性はあ

りません。加入促進行為はしないで下さい。

2. 投票依頼の目的で、支援者名簿に名前を書いてもらう場合

公示日前である場合は、事前運動の禁止に該当しますし、選挙期間中であれば、戸別訪問の禁止、署名運動の禁止、政治活動用文書図画の頒布規制への違反に該当します。

(参考) 第1章の「事前運動」、第3章の「戸別訪問の禁止」、「署名運動の禁止」を参照して下さい。

Q17	後援会名簿を利用して、後援会の会員である税理士に「選挙区内に選挙権を持つ関与先、友人、知人を紹介してください」とFAXで通知し回答を集めて、特定の候補者（被後援者）のところに持参した場合は選挙違反に該当しますか。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(回答)

これは基本的に選挙運動のための情報収集の問題です。あくまでそのFAXの相手方が情報収集する後援会の会員だけに限定され、純粋に陣営内部の連絡事項であれば、不特定多数に配布されるものではないので、公職選挙法上は直ちに選挙違反を構成するものではありません。

ただし、集めた情報は個人情報でもありますので、情報の取得に際しては利用目的を具体的に明示し、第三者へ提供する前提として何らかの形で同意を得る必要がありますが、本稿においては詳細は割愛します。

Q18	決起集会等の開催通知をFAXする場合、その範囲はどのあたりから禁止されますか。
-----	-----------------------------------------

(回答)

本当に純然たる内部の連絡事項に留まっていれば、選挙運動用文書図画の頒布・掲示にはあたりません。ただし、会員外にそのような集会の開催を周知連絡した場合は、法定外文書図画の頒布になるおそれがありますので、行わないで下さい。税政連の場合、規約上会員であるかどうかの区別が必ずしも明確でない場合がありますので、注意して下さい。

(参考) 第3章の「文書図画の頒布・掲示」を参照して下さい。

Q19	選挙期間中に「内部連絡」「事務連絡」という形で文書を送付していますが、その場合に推薦候補者の名前を文書に記載することは可能ですか。また「候補者が〇〇月△△日に来ますから集まってください」という文書の出し方は可能ですか。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 143 条)

この間は、選挙期間中に個人演説会・街頭演説会の開催を告知する方法として、「内部連絡」「事務連絡」という形で文書を送付して宜しいか否か質問していると解釈します。なお、「候補者が〇〇月△△日に来ますから集まってください」という文章は選挙運動用文書の頒布の制限に該当します。

この場合、文書の送付先が後援会等の会員だけの場合は、内部連絡文書と解されますので問題ありませんが、後援会等の会員以外の税理士会の会員まで送付先とした場合は内部連絡文書でなく、選挙運動用文書の頒布に該当します。

選挙運動用文書の頒布は、選挙期間中であろうが公示日前であろうが禁止されていますので、このような文書を送付する場合は、送付先に関して細心の注意を払って下さい。

なお、選挙がない平時において「〇〇先生の時局講演会が〇〇月△△日に〇〇にて行われますのでお集り下さい。」といった文章の配布は政治活動になります。

(参考) 第1章の「公職選挙法、政治活動、選挙運動の関係」、第3章の「文書図画の頒布・掲示」を参照して下さい。

Q20	選挙期間中に誰でもできる選挙運動のうち、幕間演説については候補者等の演説が予め周知されていないことが要件とのことですが、主催者側のどの程度までが知っているると幕間演説に該当しなくなりますか。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 164 条の3)

幕間演説とは、種々の会合のため、たまたまそこに集まっている者を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のための演説をすることをいいます。候補者が来て演説をすることが予め周知されていると演説会になり幕間演説には該当しません。また、公職選挙法では候補者以外の者が、候補者の選挙運動のため予め聴衆を集め演説会を開催することは公選法 164 条の3で禁じられています。

しかし、その会の主催者の限られた方々と候補者の間で「幕間演説をしていいか」「どうぞ」というぐらいの打合せは当然あるものと考えられます。「主催者側のどの程度まで知っているると幕間演説に該当しなくなりますか」との質問ですが「限られた人数」としか答えようがありません。幕間演説の趣旨として、主催者側でない者たちに周知されていないことが条件であると考えられます。

(参考) 第3章の「言論による選挙運動」を参照して下さい。

Q21	選挙運動として、応援弁士 ³ の活動はできますか。
-----	--------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 162 条)

応援弁士の活動(演説)は言論による選挙運動に属します。言論による選挙運動は、「禁止されているもの」、「方法につき制限されるもの」、「自由に行えるもの」の三種類があり、下記の表のとおりです。

(1)	禁止されているもの	①候補者等以外の者が開催する演説会、②戸別訪問
(2)	方法につき制限されるもの	①個人演説会等、②街頭演説会
(3)	自由に行えるもの	①幕間演説、②電話による選挙運動、③個々面接

上記より、応援弁士の活動は、(1)については行うことができません。(2)については制限される一定の条件がクリアされている場合は行うことができます。制限される条件について、候補者はよく知っていると思われるから問題ないと思います。(3)については行うことができます。

(参考) 第3章の「言論による選挙運動」を参照して下さい。

³ 選挙などで、推薦・支持する候補者のために、街頭や集会場などで応援演説をする人。

Q22	万一、税理士による後援会の役員等が、公職選挙法違反に問われるような選挙運動を行った場合、候補者にはどのような影響がありますか。
-----	-----------------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 251 条)

公選法には連座制という罰則規定があります。連座制とは、候補者や立候補予定者（以下「候補者等」という）と一定の関係にある者（1. 総括主宰者、出納責任者、2. 公職の候補者等の親族・秘書、3. 組織的選挙運動管理者等）が、買収罪等の悪質な選挙違反を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者等が買収等の行為に関わっていなくても、候補者等に対し、その選挙の当選を無効とするとともに、5年間同じ選挙区から立候補できなくなる立候補制限という制裁を科す制度です。組織的選挙運動管理者とは、当該公職の候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動で①当該選挙運動の計画立案・調整、当該選挙運動に従事する者の指揮監督、その他当該選挙運動の管理のいずれかを行った者を指します。

後援会の役員等がこの組織的選挙運動管理者等に該当する場合において、その者が買収等を行ったときは、その者が法違反に問われるだけでなく、候補者等の政治生命を奪う可能性もあります。従って、選挙運動等の行為に関し選挙管理委員会に尋ねても、選挙管理委員会において選挙違反に該当するか否かの判断が明確でない場合は、その行為をしないことです。

(参考) 第3章の「連座制」を参照して下さい。

Q23	税理士が、選挙運動に関する出納責任者になることはできますか。また、その際、謝礼を受け取ることは可能ですか。
-----	-------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 180 条、187 条、210 条、211 条、251 条の 2、251 条の 5、221 条)

公選法上、税理士が出納責任者となることを規制する規定はありません。ただし、出納責任者は連座制の対象となりますので、十分注意することが必要です。公選法 187 条において「選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができない」と定められているように極めて重要な責任を有しています。

なお、公選法により出納責任者が報酬を受け取ることはできません。報酬を受け取ると買収罪に該当することになります。報酬は受け取らないで下さい。

(参考) 第3章の「買収罪」「連座制」を参照して下さい。

Q24	税政連がインターネット等を利用して選挙運動を行うことはできますか。できる場合にはその方法について教えて下さい。
-----	---------------------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 142 条の 3)

平成 25 年に「公職選挙法の一部を改正する法律」が国会を通過し、インターネット選挙運動が解禁されました。この改正により、インターネット等を利用する方法による選挙運動が、文書図画による選挙運動の禁止から除外されました。

インターネット等を利用して選挙運動を行う者は、「候補者及び政党等」と「候補者及び政党等以外の者（有権者）」に大別されます。有権者は、インターネット等を利用する方法による選挙運動のうち「ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動」を行うことができます。

税政連及び後援会（以下「税政連等」という。）は、有権者に該当しますので、税政連等は、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動ができるということです。

（参考）第1章の「<ネット選挙に係る選挙運動の可否一覧>」、第3章の「インターネット等を利用する方法」を参照して下さい。

Q25	選挙期間中、税政連のホームページ上に推薦候補者の氏名を載せることはできますか。
-----	-----------------------------------------

（回答）（根拠条文：公選法 142 条の 3）

上記Q24により、税政連は、「候補者及び政党等以外の者（有権者）」に分類されますので、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。従って、税政連は、選挙期間中においてもその税政連が推薦した候補者の氏名を、ホームページ上に掲載できるばかりでなく、ホームページ上でその候補者に対する投票依頼をすることもできます。

（参考）第1章の「<ネット選挙に係る選挙運動の可否一覧>」、第3章の「インターネット等を利用する方法」を参照して下さい。

Q26	税政連がインターネット等を利用して選挙運動をする場合、電子メールを利用する方法以外の方法、つまり、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動ができるということですが、ウェブサイト等を利用する方法にはどのようなものがありますか。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（回答）（根拠条文：公選法 142 条の 3、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 2 条 1 号）

ウェブサイト等を利用する方法は、次に定めるものがあります。なお、現在供用されている方法はもちろん、今後現れる新しい方法も利用できることとなります。

- ① ウェブサイト（いわゆるホームページ）
- ② ブログ・掲示板
- ③ X、LINE、フェイスブックなどのSNS

ただし、一般の電子メール（Eメール等）を用いてフェイスブックアドレスにメッセージを送信する等の場合には、その一部にSMTP方式を使用することとなるため、このような態様によるメッセージの送信は電子メールの送信にあたることとなります。

- ④ 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）
- ⑤ 動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）

（参考）第1章の「<ネット選挙に係る選挙運動の可否一覧>」、第3章の「インターネット等を利用する方法」を参照して下さい。

Q27	後援会の会員や税政連の執行部が、候補者から選挙運動用メールを受け取りました。その
-----	------------------------------------------

	メールの内容を友人に転送したいのですが、選挙違反にならないでしょうか。
--	-------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 142 条の 4)

後援会の会員や税政連の執行部は有権者に分類されますので、候補者や政党等から受け取った選挙運動用メールを、家族や友人などへ電子メール転送することは禁じられています。なぜならば転送をすることが新たなメールの送信となるためです。

ただし、フェイスブック、X及びLINEは、ウェブサイト等を利用した選挙運動に該当しますので、受信したメッセージをこれらの方法で知らせることはできます。

なお、メールの転送ではなく、選挙運動用のホームページなどにリンクするURLやQRコードなどを不特定多数に送信した場合、有権者がメールを送信したとみなされる可能性がありますので、しないで下さい。

(参考) 第 1 章の「<ネット選挙に係る選挙運動の可否一覧>」、第 3 章の「インターネット等を利用する方法」を参照して下さい。

Q28	ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動をする場合において、注意事項はありますか。
-----	--------------------------------------------

(回答) (根拠条文：公選法 142 条の 3 第 3 項)

表示義務及び更新・削除について注意することを記載します。

1. 表示義務について

公職選挙法の規定では、「ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。」と表示義務が規定されています。表示方法については次のとおりです。

種類	表示方法
ウェブサイト(ホームページ)	全体が 1 つの文書図画と評価されるため、トップページに電子メールアドレス等を分かりやすく表示するのが原則です。ただし、そのウェブサイト中の「トップページに戻る」等のリンクを介して、又はブラウザの「戻る」機能を利用してトップページを表示させることができないページがある場合には、表示義務を課した趣旨から、その中に電子メールアドレス等を表示する必要があります。
掲示板	1 つ 1 つの書き込みが「文書図画の頒布」と評価されるので、各書き込みの中に、電子メールアドレス等を表示する必要があります。ただし、掲示板に自らの ID やハンドルネームを記載し、その記載に張られたリンク先のページに電子メールアドレス等が記載されている場合には、表示義務を果たしていることとなります。
X、フェイスブックの場合	投稿すると自動的に投稿者のユーザー名が表示され、かつ、ユーザー名によりその者に対し連絡が可能であるので、投稿の中に電子メールアドレス等を記載しなくても、表示義務を果たしていることとなります。

2. 更新及び削除について

投票日前日まではウェブサイト等を更新することはできます。なお、投票日には、ウェブサイト等を更新することはできませんが、削除する必要もありません。

(参考) 第1章の「<ネット選挙に係る選挙運動の可否一覧>」、第3章の「インターネット等を利用する方法」を参照して下さい。

Q29	メールによる選挙運動は違反になり、スマホを使用した選挙運動は違反にならないと聞いたことがあります。内容について教えてください。
-----	-----------------------------------------------------------------

《ネット選挙でできること》

1. 選挙期間中、ホームページやブログで選挙運動(投票依頼等)をすることができます。

候補者や政党を応援するためのホームページを作ることができます。

ただし、ホームページやブログのトップページにメールアドレスなどの連絡先を記載する必要があります。

2. LINE、フェイスブック、XなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で選挙運動をすることができます。



SNSのメッセージ機能で、他人に投票依頼をすることができます。

メッセージ機能を活用し「〇〇候補をお願いします」など投票依頼ができます。

会員や友人に推薦候補の情報を発信

SNS(ソーシャル・ネットワーキングサービス)の共有機能を使うと、政党や各候補が発信する情報をより多くの人に伝えることができます。

ここではiPhoneの操作方法を紹介します(アンドロイドのスマホでもほぼ同様) 例えば、LINEで政党や候補のページを会員や友人に紹介する場合は、①画面右上のチェックボタンを押す ②表示される画面の「おすすめ」を押す ③「友だ

ち」を選択して、画面右上の「送信」を押す — これで相手に情報が送れます。

また、ページ内の特定の投稿を知らせたい場合は、該当の吹き出しを長押し→「転送」を押してから「友だち」を選択します。





フェイスブックの場合は、広げたい投稿の「シェアする」を押すとメニューが表示されます。「今すぐシェア」は、その投稿が自分のタイムラインに表示され、「友だち」や「フォロワー」にも知らせることができます。

Xでは、広げたい投稿の矢印アイコンを押すとメニューが表示されます。「リツイート」を押すと「フォロワー」に知らせることができます。

また、SNSの転送機能(フェイスブックのシェアやXのリツイートなど)を使って候補者の発信内容などを転送することが可能です。

Xなどで、政党や候補者と意見交換したり、議論をすることができます。

3. ユーチューブなど動画の共有サービスやフェイスブックなどで街頭演説などの動画を配信することができます。

※ただし、選挙期間外(公示、告示日前など)に投票依頼などの選挙運動にあたる内容を掲載することは禁止されています。(政治活動は可能です。)

《できないこと》

1. 電子メール・ショートメール(SMS)による選挙運動は禁止されています。

候補者から送られてきたメールマガジンを転送することは禁止されています。

ネットで掲載された内容やメールの内容を印刷して他人に配布することは禁止されています。

2. 投票日当日は、インターネットによる選挙運動は一切できません。シェア、リツイート、いいねも控えてください。

前日までの状態を掲載したままにしておくことは問題ありません。

※なお、投票時間終了後は、インターネットによる当選御礼や、バンザイの動画を掲載することは可能です。

☆年齢が満18歳未満の者はインターネットであっても選挙運動は一切認められていません。

LINE、フェイスブック、Xのメッセージ機能を使って投票依頼	○
ホームページ、ブログを使った投票依頼	○
政策動画のインターネット配信	○
候補の情報をインターネット上に広げる行為	○
候補の写真や街頭演説などの動画公開	○
YouTubeなど動画を使った投票依頼	○
電子メールで投票依頼	×
候補の選挙用ホームページやメルマガを紙に印刷して渡す行為	×
候補のメルマガを転送して投票依頼する行為	×
政党や候補の選挙運動をするため有料のインターネット広告を利用する行為	×
選挙期間外や投票日当日の選挙運動	×

第3章 公選法のうち後援会等にとって必要な規定

<選挙運動をしてはいけない者（公選法135条～137条の3）>

1. 選挙事務関係者の選挙運動の禁止（公選法135条）

- (1) 投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができない。尚、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人にはこの制限はない。
- (2) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

2. 特定公務員の選挙運動の禁止（公選法136条）

次の者は、その在職中において選挙運動をすることができない。

- (1) 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する総務省の職員
 - (2) 選挙管理委員会の委員及び職員
 - (3) 裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員
- #### 3. 次の公務員は国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法により政治的行為を禁止されている者（公選法136の2）
- (1) 一般職の国家公務員（顧問、参与、委員、正副会長、評議員等で臨時又は非常勤の者を除く）
 - (2) 一般職の地方公務員は、その職員の属する地方公共団体の区域内で選挙運動をすることが禁止されている。
 - (3) 公立学校の教育公務員

4. 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（公選法136の2）

(1) 「公務員等」とは

国若しくは地方公共団体の全ての公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員及び沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員をいう。

※「全ての公務員」とは

全ての公務員とは、一般職であるか特別職であるかとか又常勤であると非常勤であるとかを問わない。従って、非常勤の消防団員・民生委員等も公務員である。

※地方公務員法第3条第3項（特別職に属する地方公務員）より抜粋

- ① 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職。（例：監査委員）
- ② 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。（例：民生委員）
- ③ 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- ④ 非常勤の消防団員及び水防団員
- ⑤ 特定地方独立行政法人の役員

(2) 「地位利用」とは

公務員等がその地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用する意味であり、その職務上の地位と選挙運動又は選挙運動類似行為が結びついて行われる場合をいう。ただし、推薦状に単に職名を通常の方法で記載しただけでは直ちに地位利

用とはならない。

5. 教育者の地位利用の選挙運動の禁止（公選法 137）

（1）教育者の範囲

教育者とは、学校教育法に規定する学校の長及び教員をいい、公立の学校とか私立の学校とかを問わない。尚、洋裁学校若しくは料理学校等の専修学校又は各種学校の教員等は、この規定の教育者には該当しない。

公立の学校の長及び職員は、教育公務員として一般的に選挙運動を禁止され、さらに、教育者の地位を利用する選挙運動も禁止される。私立学校の長及び職員は、一般の選挙運動は自由であるが、教育者の地位を利用する選挙運動は禁止される。

（2）教育者の地位利用とは

教育者の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその地位に伴って有する学生等に対する影響力を利用して行う選挙運動をいう。直接、学生等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの者の父兄あるいはPTAに働きかける場合も含む。

6. その他選挙運動を禁止される者（公選法 137 の 2、 3）

（1）年齢満 18 歳未満の者

（2）選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために、選挙権及び被選挙権を有しない者

<戸別訪問^{とべつ}の禁止（公選法 138 条）>

1. 戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、選挙人の家、会社、工場等を訪ねて投票を依頼する行為又は投票を得させないよう依頼する行為をいい、選挙運動期間中であるか否かを問わず何人もその行為は禁止されている。

※1 「何人も」とは候補者等、後援団体、第三者等全ての者をいう。

※2 「戸別」とは、一戸しか訪問しない場合でも二戸以上を訪問する目的をもっていった場合は戸別ということになる。

※3 「訪問」とは、家宅中に入らなくても相手方の家屋の出入口に接する店先、軒先や道理端で訪問すれば戸別訪問になり、相手方が不在の場合でも、訪問を拒絶された場合でも訪問となる。さらに、インターホンを鳴らすことなくビラや選挙はがきなどをポストや戸内に入れることも「訪問」となる（この場合は公選法 142 条にも抵触）。

2. 戸別訪問に類似する行為の禁止（公選法 138 条 2 項）

戸別訪問に類似する行為として次のものがある。

（1）選挙運動のため戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知をする行為。

（2）選挙運動のため戸別に、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体等の名称を言い歩く行為。

<署名運動の禁止（公選法 138 条の 2）>

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは禁止される。

(1) 署名運動とは、

署名運動とは、選挙人に対し、投票を依頼する趣旨の署名又は誰々に投票しないという趣旨の署名を収集することである。従って、選挙人でない者及びその選挙区外の選挙人であつてその選挙区に関係ない者又はその選挙区になんらの影響力を有しない者に対する署名運動は含まれない。

(2) 署名の収集方法

署名収集の方法については、署名簿を回覧して行う場合とか、街頭で署名を求める場合とかの方法があるが、その方法の区別を問わない。

<人気投票の結果等の公表の禁止（公選法 138 条の 3）>

何人も、選挙運動に関し、公職に就くべき者（比例代表選挙にあつては政党等に係る公職に就くべき者又はその数）を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

「公表」とは、不特定又は多数人の知り得る状態におくことをいう。従って、新聞紙、雑誌、ラジオ、演説、ポスター、ビラ、インターネット等によるいっさいの公表等は禁止されている。

※「選挙運動に関し」とは、

選挙運動に関しとは、選挙運動に関することを動機としてという意味であり、投票の依頼の有無は関係ない。

<飲食物の提供の禁止（公選法 139 条）>

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするかを問わず、飲食物を提供することは禁止されている。

1. 提供禁止の対象となる飲食物

飲食物とは、なんら加工しなくてもそのまま飲食に供し得るものをいい、料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等をいい、3に掲げるものを除き提供禁止の対象になる。

2. 提供の形態

飲食物の提供が禁止される形態は、候補者等から選挙人、選挙運動員、労務者等に対する提供はもちろんのこと、第三者が候補者の選挙運動の激励のため陣中見舞いとして候補者等、選挙運動員等に対してする提供も該当する。

3. 提供できる飲食物

(1) 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

煎餅、饅頭等いわゆる「お茶うけ」程度のもの及び蜜柑や林檎程度の果物や漬物等が該当する。

(2) 選挙事務所における弁当

小選挙区選挙の候補者の選挙事務所において提供される次に掲げる範囲内の弁当は認められる。ただし、候補者届出政党、名簿届出政党等の選挙事務所においては一切提供することができない。

① 選挙運動期間に、運動員と労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当

② 弁当の価格は一食当たり千円以内かつ一日当たり三千円以内であること

- ③ 提供することができる弁当の数に制限がある

< 気勢を張る行為の禁止（公選法 140 条） >

何人も、選挙運動のため、自転車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることができない。なお「自転車を連ね又は隊伍を組んで往来する」は例示であり、声をそろえて歓声を上げることや、音楽を大音量で流したり、大人数でパフォーマンスをすることも、態様や場所によっては該当する。

< 連呼行為の禁止（公選法 140 条の 2） >

何人も、選挙運動のため、次に掲げる場合を除き連呼行為をすることができない。連呼行為とは、短時間に同一の内容の短い文言を連続、反復して呼称することである。

1. 連呼行為ができる場合

- (1) 個人演説会、政党演説会、政党等演説会の会場における連呼行為。ただし、その会場の入口や窓から外に向かって連呼することはできない。
- (2) 午前 8 時から午後 8 時までの間に、街頭演説の場所においてする連呼行為。
- (3) 午前 8 時から午後 8 時までの間に、選挙運動のために使用する自動車又は船舶においてする連呼行為。
- (4) 映画の幕間や工場の休憩時間を利用する演説等の場所でも連呼行為をすることができる。この場合は、時間の制限はないので午後 8 時以降であっても、演説の前後又は演説の合間に行う限り可能である。

2. 連呼行為が禁止される場所（静穏保持）

病院、診療所、その他の療養施設等一定の区域、建物及び施設においては連呼行為をすることができない。これらの場所において連呼行為をする場合は、音量を下げるなどして、静穏の保持に努めなければならない。

< 文書図画の頒布、掲示（公選法 142 条～143 条） >

1. 文書図画とは

一般的には物体に記載せられた意思の表示であり、文字又はこれに代わるべき符号によって表示せられたものを文書といい、象形によって表示せられたものを図画といい、材料又は表示の方法は次のように広範囲である。

- (1) 材料は、紙、木、金属等その種類を問わない。
- (2) 表示方法は、記載、印刷、彫刻、映写等非常に広い。選挙運動における文書図画の範囲は、社会通念上の範囲より広範囲であり、書籍、新聞、雑誌、ポスター、看板、ちょうちん、プラカードはもちろん、スライド、映画、ネオン、サイン、電光文字等も文書図画に含まれ、さらには、壁・通路・歩道に書かれた文字・砂文字、スタンプ式の文字、コンピューター等のディスプレイ上に表れた表示等も文書図画の範囲内である。

2. 文書図画の分類と制限

- (1) 言論による選挙運動は特定のもの禁止するほかは自由であるのに対し、文書図画によるもの

は、特に認められるもののほかは禁止される。

- (2) 文書図画には、政治活動用文書図画及び選挙運動用文書図画があり、それぞれについて制限されている。

3. 政治活動用文書図画の掲示について

- (1) 政治活動用文書図画のうち、次に掲げるものは、何人もその掲示を禁止されている。尚、選挙運動用文書図画においても同じである。ただし、特定の候補者等の支持推薦を主たる目的としていない政党の政治活動用文書図画は規制の対象外となる。

- ① 候補者等の政治活動のために使用されるその候補者等の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画。
- ② 後援団体の政治活動のために使用されるその後援団体の名称を表示する文書図画。

※1 「後援団体」とは

後援団体とは、政党その他の団体又はその支部で、特定の候補者等の政治上の主義、施策を支持し、又はそれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものを後援団体という。なお、後援団体には特定の候補者等の支持、推薦が主たる目的ではなくても、その団体の行う政治活動のなかでは特定の候補者等の支持、推薦が主たるものになっているものも含まれる。

- (2) 上記(1)の①及び②に掲げる政治活動用文書図画のうち、次の①から④に掲げるものは掲示禁止の対象とされない(公選法143条16項)。

- ① 立札及び看板の類で、一定数の範囲内で、かつ、候補者等又は後援団体の政治活動用の事務所ごとにその場所において通じて合計2枚まで掲示されるもの(公選法143条16項1号)。
- ② 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載したポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示される(いわゆる裏打ちポスター)以外のもの(公選法143条16項2号)。
- ③ 政治活動のための演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場において、その開催中使用されるもの(公選法143条16項3号)。
- ④ 確認団体が公選法の政党その他の政治団体等の選挙における政治活動の規定により、選挙期間中認められる政治活動において使用することができるもの(公選法143条16項4号)。

4. 選挙運動用文書図画の掲示について

- (1) 掲示できる選挙運動用文書図画

掲示できる文書図画は小選挙区選挙と比例代表選挙とで異なる(公選法143条1項)。

① 小選挙区選挙

候補者は次のイからニまでに掲げるものを、候補者届出政党はイ、ロ、ニ、ホに掲げるもののみを掲示することができるが、その他はいつさい掲示することができない。

- イ. 選挙事務所を表示するため、その場所で使用するポスター、立札、提灯及び看板の類。
- ロ. 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、提灯及び看板の類。
- ハ. 候補者が使用する襷(たすき)、胸章及び腕章の類。
- ニ. 演説会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、提灯及び看板の類。
- ホ. 選挙運動用ポスター

へ、個人演説会告知用ポスター

② 比例代表選挙

上記①のイ、ロ、ニ、ホに掲げるものであって名簿届出政党等が使用するもののみを掲示することができる。

(3) 掲示できない選挙運動用文書図画

① 上記4の(1)以外の選挙運動用図画

② 上記3の(1)に掲げる選挙運動用文書図画

5. 頒布について

(1) 頒布の制限

① 選挙運動のため頒布することができるものは、通常葉書、選挙運動用ビラ及び候補者届出政党又は名簿届出政党等が総務大臣に届け出た選挙運動用パンフレット等に限られる。

② 通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙運動用パンフレットの枚数制限・種類制限は、衆議院小選挙区選出議員と参議院議員比例代表選出議員とで異なる。

③ 例外として、頒布される文書図画に、インターネット等を利用する方法、新聞広告及び選挙公報がある。

(2) 文書図画の回覧の禁止

選挙運動のため回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を多数の者に回覧させることは禁止されている。

＜インターネット等を利用する方法（公選法 142 条の 3 から 142 条の 7）＞

1. インターネット等を利用する方法とは、

インターネット等を利用する方法とは、電気通信の送信（放送を除く）により、文書図画をその受信する者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法をいい、平成 25 年に「公職選挙法の一部を改正する法律」が国会を通過し、インターネット選挙運動が解禁された。

インターネット等を利用する方法は、①「ウェブサイト等を利用する方法」と②「電子メールを利用する方法」に大別される。

2. ウェブサイト等を利用する方法とは

「ウェブサイト等を利用する方法」は、「インターネット等を利用する方法」のうち「電子メールを利用する方法」を除いたものと規定されている。従って、「インターネット等を利用する方法」のうち、電子メールに該当するサービス以外のサービスを利用して文書図画を頒布したときは、「ウェブサイト等を利用する方法」により文書図画を頒布したことになる。

3. 電子メールを利用する方法とは

電子メールを利用する方法は、総務省令で次の 2 つが定められている。下記の 2 つの通信方式以外の通信方式を用いるフェイスブックやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、電子メールではなく、ウェブサイト等に含まれる。ただし、一般の電子メール（Eメール等）を用いてフェイスブックアドレスにメッセージを送信する等の場合には、その一部にSMTP方式を使用することになるため、このような態様によるメッセージの送信は電子メールの送信に当たることとなる。

(1) その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通

信方式（SMTP方式）

(2) 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式（電話番号方式）

4. ウェブサイト等を利用する方法には

ウェブサイト等を利用する方法には、次に掲げる方法がある。尚、現在供用されている手段の他、今後現れる新しい手段も利用できることとなる。

- (1) ウェブサイト（いわゆるホームページ）
- (2) ブログ・掲示板
- (3) X、LINE、フェイスブックなどのSNS
- (4) 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）
- (5) 動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）

5. 一般有権者が選挙運動として利用できるインターネット等を利用する方法

インターネット等を利用し選挙運動を行う者は、「候補者及び政党等」と「候補者及び政党等以外の者（有権者）」に大別される。有権者は、インターネット等を利用する方法による選挙運動のうち「ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動」を行うことができる。

従って、税政連及び後援会（以下「税政連等」という。）は有権者に該当するので、税政連等は、ウェブサイト等を利用する方法（電子メールを利用する方法を除いた方法）による選挙運動ができるということになる。尚、選挙運動期間中においても、ホームページ上に単位税政連が推薦した候補者の氏名を掲載できるばかりでなく、ホームページ上でその候補者に対する投票依頼をすることもできる。

6. ウェブサイト等を利用する場合の表示義務

公職選挙法の規定では、「ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスやツイッターのユーザー名、返信用フォームのURLなどその者に連絡をする際に必要となる情報が、その文書図画の受信者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。」と表示義務が規定されている。表示方法はウェブサイトの方法により異なる。

種類	表示方法
ウェブサイト(ホームページ)	全体が1つの文書図画と評価されるため、トップページに電子メールアドレス等を分かりやすく表示するのが原則である。ただし、そのウェブサイト中の「トップページに戻る」等のリンクを介して、又はブラウザの「戻る」機能を利用してトップページを表示させることができないページがある場合には、表示義務を課した趣旨から、その中に電子メールアドレス等を表示する必要がある。
掲示板	1つ1つの書き込みが「文書図画の頒布」と評価されるので、各書き込みの中に、電子メールアドレス等を表示する必要がある。ただし、掲示板に自らのIDやハンドルネームを記載し、その記載に張られたリンク先のページに電子メールアドレス等が記載されている場合には、表示義務を果たしていることになる。
X、フェイスブックの場合	投稿すると自動的に投稿者のユーザー名が表示され、かつ、ユーザー名によりその者に対し連絡が可能であるので、投稿の中に電子メールアドレス等を記載しなくても、表示義務を果たしていることになる。

7. 更新及び削除について

- (1) 投票に前日まではウェブサイト等を更新することはできますが、投票日には、ウェブサイト等を更新することはできない。シェア、リツイート、いいねもできない。
- (2) 投票日の前日までに頒布された文書図画又は選挙運動期間中に更新されたウェブサイト等は、投票日に削除しなければならないという規定はない。

＜選挙運動用ポスター（公選法 143 条 3 項）＞

選挙運動用ポスターを掲示することができるのは、小選挙区選挙においては候補者及び候補者届出政党、比例代表選挙においては名簿届出政党等であり、それぞれ掲示することができる方法、枚数、規格等取扱いが異なる。税政連及び後援会の選挙運動用ポスターの取扱いにおいて注意すべき事項を次に掲げる。

1. 小選挙区選挙において候補者が使用できる選挙運動用ポスター

- (1) 公営掲示場にしか掲示することができない。

選挙運動用ポスターは、市区町村の選挙管理委員会が設置する掲示場に 1 箇所につき 1 枚を限って掲示することができ、その他の場所にはいっさい掲示することができない。従って、電柱とか個人の家、塀等に掲示することは禁止されている。

- (2) 証紙、検印

選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場に掲示するので証紙、検印はいらない。

2. 小選挙区選挙において候補者届出政党が使用できる選挙運動用ポスター

- (1) 選挙運動用ポスターの検印等

- ① 選挙運動用ポスターは、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより検印を受け、又は証紙の交付を受けてそのポスターに貼らなければ掲示することができない。
- ② 選挙運動用ポスターは、掲示責任者、印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）及びその候補者届出政党の名称が記載又は印刷されたものでなければならない。

- (2) 選挙運動用ポスターの貼り方

- ① ポスターの貼り方は、そのポスターが 1 枚 1 枚独立したポスターであれば、それを何枚並べて貼っても自由である。
- ② ポスターを貼る場所が貼る者の所有物である場合は何処に貼っても自由であるが、貼る者にとって他人が所有する場所である場合は、その所有者の承諾を得なければならない。

3. 比例代表選挙において名簿届出政党等が使用できる選挙運動用ポスター

- (1) 選挙運動用ポスターの証紙の貼付

選挙運動用ポスターは、中央選挙管理会の定めるところにより中央選挙管理会の交付する証紙を貼らなければ掲示することができない。

- (2) 選挙運動用ポスターの届出

選挙運動用ポスターは、中央選挙管理委員会へ見本の届出が義務付けられている。届け出るポスターは、印刷又は記載が済んだポスターで、掲示責任者、印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）及びその名簿届出政党等の名称及び中央選挙管理会に届け出たポスターである旨を表示する記号が記載又は印刷されているものでなければならない。

<選挙運動用通常葉書（公選法 177 条、公職選挙郵便規則 8 条）>

選挙運動のために通常葉書を頒布することができるのは、小選挙区選挙における候補者と候補者届出政党のみ行うことができる。頒布できる枚数は、候補者と候補者届出政党では異なる。

1. 葉書の種類

葉書は選挙用の表示がしてある日本郵便株式会社が発行する葉書でも、立候補前にあらかじめ印刷しておいた私製葉書（立候補の届出の際、所定の手続きをし選挙用と表示されたもの）でも選挙運動用通常葉書として認められる。

2. 葉書の使用方法

(1) 選挙運動用の葉書は、記載内容、使用方法において基本的に自由である。

(2) 会社、事務所等選挙人が多数存在していると認められるところに対し、「〇〇会社御中」とか「〇〇会社〇〇課御一同様」と記載し郵送することは、回覧行為による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触する。

3. 葉書の発送

選挙運動用通常葉書を発送するときは、郵便物の配達事務を取り扱う営業所の窓口に差し出さなくてはならない。従って、郵便によらず使送によったり、路上で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできない。

4. 印刷等を誤った場合

選挙用通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は毀損した場合は、その枚数だけ代わりに別の手持ちの通常葉書を使用することができる。

5. 譲渡の禁止及び返還（公選法 177 条）

選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡してはならない。また、通常葉書の交付を受けた候補者が立候補を辞退した場合や候補者届出政党はその候補者の届出を取り下げた場合は、使用しなかった葉書を返還しなければならない。

<選挙運動用ビラ（公選法 142 条）>

小選挙区選挙における候補者用のビラ、候補者届出政党のビラ、比例代表選挙における名簿届出政党等のビラはそれぞれ種類、枚数に制限がある。

1. ビラの規格（公選法 142 条 8 項）

小選挙区選挙におけるビラの大きさは、候補者個人用については長さ 29.7 cm、幅 21 cm（A4 判）を、候補者届出政党用については長さ 42 cm、幅 29.7 cm（A3 判）を超えてはならない。

名簿届出政党等のビラについては規格制限がない。従って、このサイズ以下の場合はポスターでなくビラである。

2. 選挙運動用ビラの記載事項（公選法 142 条 9 項）

(1) 選挙運動用ビラの記載内容について制限はない。

(2) 選挙運動用ビラには、頒布責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）が記載されていなければならない。この場合、候補者届出政党のビラについてはその候補者届出政党の名称を、名簿届出政党等のビラについてはその名簿届出政党等の

名称及びそのビラが中央選挙管理会に届け出たビラである旨を表示する記号を記載しなければならない。

3. 小選挙区選挙において使用される選挙運動用ビラへの証紙の貼付（公選法 142 条 7 項）

小選挙区選挙において候補者又は候補者届出政党の使用する選挙運動用ビラは、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、その選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。尚、候補者届出政党のビラについて交付される証紙は、都道府県の区域内の小選挙区ごとに区分されている。

4. 選挙運動用ビラの頒布方法（公選法 142 条）

選挙運動用ビラは、候補者、候補者届出政党、名簿届出政党等ごとにその頒布方法が定められている。尚、頒布方法のうち注意しなければならない方法の具体例を掲げる。

- (1) 選挙事務所内に備え付けておいて訪れた選挙人に配ること及び個人演説会場で参会者に配ること並びに街頭演説の場所でその場所にいる聴衆とかその場所を通る通行人に配ることなどは差し支えないが、戸別訪問して配るとか、個々面接の際に配ることはできない。
- (2) 街頭演説の場所以外の街頭で通行人に配ったり、個人演説会場外で配ったりすることはできない。
- (3) 新聞折込みによる頒布は認められているが、この頒布方法にいう「新聞」には、いわゆる普通の一般紙の他に政党や労働組合等の機関紙も含まれる。また、「新聞折込みによる頒布方法」とは、定着した販売網や特定の購読者の手もとに届くことを前提としており、不特定の者を対象に無差別に配布される頒布方法は「新聞折込みによる頒布方法」には含まれない。

5. 証紙の返還・譲渡禁止（公選法 177 条）

証紙は他人に譲渡してはならないし、立候補を辞退したときや、候補者届出政党がその候補者の届出を取り下げたときは返還しなければならない。

<新聞紙又は雑誌の報道及び評論について（公選法 148 条）>

1. 新聞紙又は雑誌の報道、評論の自由

新聞紙又は雑誌には、普通の新聞紙、雑誌の他に業界紙や労働組合等の機関紙等も含まれる。公選法は、表現の自由を濫用することがない限り、選挙に関し報道及び評論を掲載することは自由であってその記事が報道及び評論と認められる限り、選挙運動の制限に関する規定は適用しない。

2. 公示日又は告示日から投票日までの間の新聞紙又は雑誌の報道、評論の制限

公示日又は告示日から投票日までの間に、報道及び評論の自由が認められる新聞紙又は雑誌は、総務大臣に届け出たものでかつ新聞紙又は雑誌の販売を業とする者が次に掲げる条件を具備したものに限られる。

(1) 次の条件を具備するもの

- ① 新聞では毎月 3 回以上、雑誌では毎月 1 回以上、号をおって定期的に有償で頒布するもの
- ② 第三種郵便物の承認のあるもの（この承認は郵便法第 22 条第 3 項の規定による日本郵便会社の承認である。）。ただし、点字新聞については承認の必要はない。
- ③ 公示日前又は告示日前 1 年（時事に関する事項を掲載する日刊新聞については 6 月）以来、①及び②の条件に適合し、引続き発行するもの

(2) 上記（1）に該当する新聞又は雑誌を発行する者が発行する新聞又は雑誌で、上記（1）の①

と②の条件を備えているもの（③の条件は除かれる）

3. 公示日又は告示日から投票日までの間の新聞紙又は雑誌の頒布の方法、掲示場所

(1) 頒布方法

公示日又は告示日から投票日までの間において、選挙に関する報道、評論の掲載された新聞紙又は雑誌は、通常の方法（購読に関し有償である定期購読者以外の者に対して頒布する場合は、有償である場合に限られる。）によってのみ頒布することができる、また、頒布手段は、頒布対象、頒布部数、頒布価格等従来から通例として行われている方法とする。

(2) 掲示場所

掲示場所は、都道府県の選挙管理委員会が指定するが、通例として、発行所、販売所等で従前から掲示されてきた場所を基準として指定している。

4. 政党等の機関紙

政党等の機関新聞紙又は雑誌については、選挙期間中及び投票日は「総選挙時における政治活動の規制」において、選挙に関する報道、評論を掲載して頒布・掲示することについて規制を受ける（公選法 201 条の 15）。

<言論による選挙運動（公選法 150 条～166 条）>

言論による選挙運動は、全く禁止されているもの、禁止されないがその方法等について制限されているもの及び全く自由な運動方法があるが、小選挙区選挙と比例代表選挙で異なるので注意する必要がある。

1. 禁止されているもの

(1) 放送施設利用（政見放送、経歴放送を除く）（公選法 151 条の 5）

(2) 候補者、候補者届出政党及び名簿届出政党等以外の者が開催する演説会（公選法 164 条の 3）

(3) 戸別訪問（公選法 138 条）

個々面接と戸別訪問を参照。

2. 方法につき制限されるもの

(1) 個人演説会等（公選法 161 条～164 条の 4）

選挙運動のために行われる演説会には、小選挙区において候補者が行う個人演説会、候補者届出政党が行う政党演説会、比例代表選挙において名簿届出政党等が行う政党等演説会がある。これらを総称して個人演説会等という。個人演説会等は、主催者は候補者、候補者届出政党、名簿届出政党に限られる。また、同時開催数、使用できる施設、開催の手続等について制限がある。

(2) 街頭演説会（公選法 164 条の 5～164 条の 7）

街頭演説会とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば、公園、空地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいう。候補者、候補者届出政党及び名簿届出政党等により制限内容が異なる。

3. 自由なもの

(1) 幕間演説

幕間演説とは、映画、観劇の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場等の休息時間にたまたまそこに集まっている者を対象にして、候補者、選挙運動員、又は第三者が選挙運動のための演説をすることをいう。

- ① 演説会、街頭演説とならないので、自由に行うことができる。
 - ② 幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ聴衆を集めてもらっておいて、そこに向いて選挙運動のための演説をすることはできない。
- (2) 電話利用による選挙運動
- 法律上制限されていないので、全く自由である。尚、電話利用による選挙運動を自発的にした場合はその運動をした者が電話料を負担し、候補者、総括主宰者等の選挙運動において重要な地位を占める人たちから依頼されてした場合は、その電話料は選挙運動費用に算入しなければならない。
- (3) 個々面接
- 個々面接と戸別訪問を参照。

＜寄附の禁止（公選法 199 条～200 条）＞

1. 寄附の禁止とは、候補者等がする次に掲げる寄附を禁止し罰則を科すばかりでなく、候補者等に対して寄附を勧誘し又は要求することを禁じることである。
 - ※「寄附」とは

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされる以外のものをいう。例えば、候補者等が町内の祭りに酒を差し入れたり、町内会のスポーツ大会に記念品を贈ったりすることは財産上の利益の供与に当たるので寄附となる。しかし、会費制の会合に出席し定められた会費を支払うことはそれが妥当な額の会費であり単なる債務の履行と認められる場合には寄附とならない。
2. 国等と特別の関係がある者の寄附の禁止（公選法 199 条、200 条）
 - (1) 次に掲げる者は選挙に関し寄附をしてはならない。
 - ① 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者
 - イ。「請負」には、土木事業等の請負契約のほか物品の払下げ契約、物品の納入契約、特定の運送契約、施設の特別使用契約等も含まれる。
 - ロ。「特別の利益を伴う契約」には、通常の場合に比し利益率の特に高い契約と、利益率は通常であるが特恵的又は独占的利益を伴う契約とがある。
 - ② 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けており、一方、その融資を行っている金融機関が、その融資について国から利子補給金の交付の決定を受けた場合には、その融資を受けている会社その他の法人（ただし、その利子補給金が公布されてから1年を経過している場合又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は、禁止されない。）
3. 候補者等の寄附の禁止（公選法 199 条の2）
 - (1) 候補者等は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、時期の如何を問わず寄附をしてはならない。
 - ① 「その選挙区内にある者に対し」とは、その区域内に住所又は居所を有する者だけでなく、一時的な滞在者も含む。
 - ② 「いかなる名義をもってするかを問わず」とは、候補者等の政治活動や選挙に関係しない、通常の社交上の寄附であっても選挙区内にある者に対するものは禁止されるという意味である。

(2) 候補者等がする寄附のうち次の①から③の場合は寄附の禁止に該当しない。

- ① 政党その他の政治団体（税政連や後援会はここに該当）又はその支部に対する寄附。ただし、その政党その他の政治団体又はその支部がその候補者等の後援団体である場合は一定の制限がある。
- ② 候補者等の親族に対してする寄附。
- ③ 候補者が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（参会者が集会に参加するための最小限度の旅費等で、食事についての実費の補償を除く。）としてする寄附。ただし、上記集会であっても、次のものは除かれるため寄附の禁止に該当することになる。

イ. 供応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるもの

※「供応接待」とは

酒食の供与、映画又は演劇の観賞、温泉への招待等で相手方に慰安快楽を与えることであり、通常用いられる程度の食事の提供は供応接待に該当しない。

ロ. 選挙区外で行われるもの

ハ. 次の一定期間内に行われるもの

- (イ) 衆議院議員の総選挙の場合は、任期満了前 90 日に当たる日（解散の場合は解散の日の翌日）から投票日までの間
- (ロ) 参議院議員の通常選挙の場合は、任期満了前 90 日に当たる日から投票日までの間
- (ハ) 衆議院議員又は参議院議員の再選挙（統一対象再選挙を除く。）の場合は、その選挙を行うべき事由が生じた旨をその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から投票日までの間
- (ニ) 統一対象再選挙又は補欠選挙の場合は、その選挙を行うべき事由が生じた旨をその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会）が告示した日の翌日から投票日までの間

4. 寄附の勧誘・要求の禁止（公選法 199 条の 2 3 項、4 項）

(1) 何人も、候補者等に対して、上記 3 の (2) の①から③の場合を除き、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。また候補者等を威迫して勧誘し、又は要求すること、候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘し、又は要求することは罰則の対象となる。

(2) 上記 (1) については、上記 3 の (2) の②から③の場合を除き、候補者等を寄附の名義人とする寄附についても準用される。

5. 後援団体に関する寄附等の禁止（公選法 199 条の 5）

(1) 後援団体はその選挙区にある者に対して、次の①から③に該当するものに対してする寄附を除き、いかなる名義をもってするかを問わず、寄附をしてはならない。

- ① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附。
- ② その後援団体が支持推薦する候補者等に対してする寄附。
- ③ 後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附。ただし、設立目的により行う行事又は事業に関し寄附する場合でも、花輪、供花、香典、祝儀、法事等における供物や供物料、各種の式典における盛り物等その他これらに類するもの及び上記 3 の (2) の③のハの選挙前一定期間にされるものは禁止される。

「設立目的により行う行事又は事業」とは、その団体の設立目的の範囲内において行う

団体の総会その他の集会、見学、旅行、その他の行事や印刷、出版などの事業をいう。

(2) 何人も後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行、その他の行事においては、上記の選挙前一定期間、その選挙区内にある者に対し、選挙に関する否とにかかわらず、供応接待又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することは禁止される。

(3) 候補者等は、上記の選挙前一定期間、自己の資金管理団体を除いた後援団体に対して寄附をすることは禁止されている。

6. 寄附のあっせんに関する制限（政治資金規正法 22 の 7）

(1) 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、その寄附のあっせんに係る行為をしてはならない。

(2) 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反してその者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これに類するものからの控除による方法で、その寄附を集めてはならない。

<買収罪（公選法 221 条～223 条）>

1. 利益供与、職務供与又は供応接待の罪（公選法 221 条 1 項 1 号）

当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人又は選挙運動者に対して次に掲げる行為をした場合は、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

(1) 金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をすること

(2) 供応接待、その申込み若しくは約束をすること

2. 利害関係誘導の罪（公選法 221 条 1 項 2 号）

当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動員に対して、その者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他の特殊の直接利害関係を利用して誘導したとき、この罪が成立する。刑罰は（1）に同じ。

3. 事後の報酬供与罪（公選法 221 条 1 項 3 号）

投票をしたこと、投票をしなかったこと、選挙運動をやってくれたこと、選挙運動をやめてくれたこと、又はこれらのことについて周旋、勧誘をしてくれたことに対する報酬として、選挙人又は選挙運動員に対して、（1）に掲げた行為をしたときも（1）と同様の刑に処せられる。

4. 利益の收受又は要求罪（公選法 221 条 1 項 4 号）

上記 1 若しくは 3 の供与や供応接待を受け、若しくはこれを要求したり、1 若しくは 3 の申込みを承諾したり、又は 2 の利害誘導に応じたり、若しくはこれを促したり場合も、1 と同様の刑に処せられる。

5. 買収のための金銭物品收受の罪（公選法 221 条 1 項 5 号）

上記 1 から 3 の行為をさせる目的で、選挙運動者に対して、金銭、物品を渡し、あるいは渡す旨の申込み若しくは約束をした場合、又は選挙運動者が、それを受け取り、あるいは渡すことを要求し、若しくは渡す旨の申込みを承諾したときも 1 と同様の刑に処せられる。

6. 買収の周旋又は勧誘罪（公選法 221 条 1 項 6 号）

上記 1 から 5 までの各種の買収行為の周旋をした場合あるいはそれを勧誘した場合も 1 と同様の刑に処せられる。

7. 多数人買収罪（公選法 222 条 1 項）

財産上の利益を図る目的で、候補者等のために多数の選挙人又は選挙運動者に対して次の行為をした場合には、5 年以下の懲役又は禁錮処せられる。

- (1) 上記 1 から 3 若しくは 5 又は 6 に掲げた買収行為を自ら行なった場合又は他の者を使ってさせた場合
- (2) 上記 1 から 3 若しくは 5 又は 6 に掲げた行為をすることを自ら請け負った場合若しくは請負わせ、又はその申込みをした場合

※「財産上の利益」とは

財産上の利益とは、債務の免除だとか、支払いの猶予とか、保証人になってやること、金銭や物品の貸与、得意先を与えるなどといった相手方にとって「財産的な価値のあるいっさいのもの」を含む。また、法定額以内の労務者等に対する報酬の支給以外の一般の運動員に対して支給した報酬等も含まれる

<連座制>

1. 連座制とは

候補者や立候補予定者と一定の関係にある者又は組織的選挙運動管理者が買収罪等の悪質な選挙違反を犯し刑に処せられた場合、候補者や立候補予定者がその買収等の行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、選挙の当選が無効になるとともに立候補制限が科せられる。これを連座制という。

2. 連座制の内容

- (1) 総括主宰者、出納責任者又は地域主宰者の選挙犯罪により候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合。（公選法 210 条、211 条、251 条の 2、251 条の 5）
 - ① 総括主宰者とは、選挙運動に関する事実上の総参謀をいう。
 - ② 出納責任者には、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてその公職の候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち、選挙運動に関する支出額の制限額として告示された額の 1 / 2 以上に相当する額を支出した者を含む。
 - ③ 地域主宰者とは、選挙区を 3 以内の地域に分けて選挙運動をした場合において、そのうち 1 又は 2 の地域において選挙運動を主宰すべき者として候補者又は総括主宰者により定められ、かつ、その地域において選挙運動を主宰した者をいう。
- (2) 候補者や立候補予定者の親族、秘書又は公務員等の選挙犯罪により候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合。（公選法 211 条、251 条の 2、4、5）
- (3) 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪により候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合（公選法 211 条、251 条の 3、251 条の 5）